組合活性化情報

中小企業しが 5 2021

No.638

中央会つうしん

▶令和3年度　中央会助成事業のご案内
▶組合の押印を求める行政手続き等の一部が見直されました
▶令和3年　春の叙勲・褒章受章者のご紹介
▶滋賀県中央会・龍谷大学連携協議会
▶「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取り組みについて
▶令和3年度　税制改正のポイント
▶滋賀県中小企業活性化施策実施計画
▶中央会事務局だより
▶ものづくり支援室だより

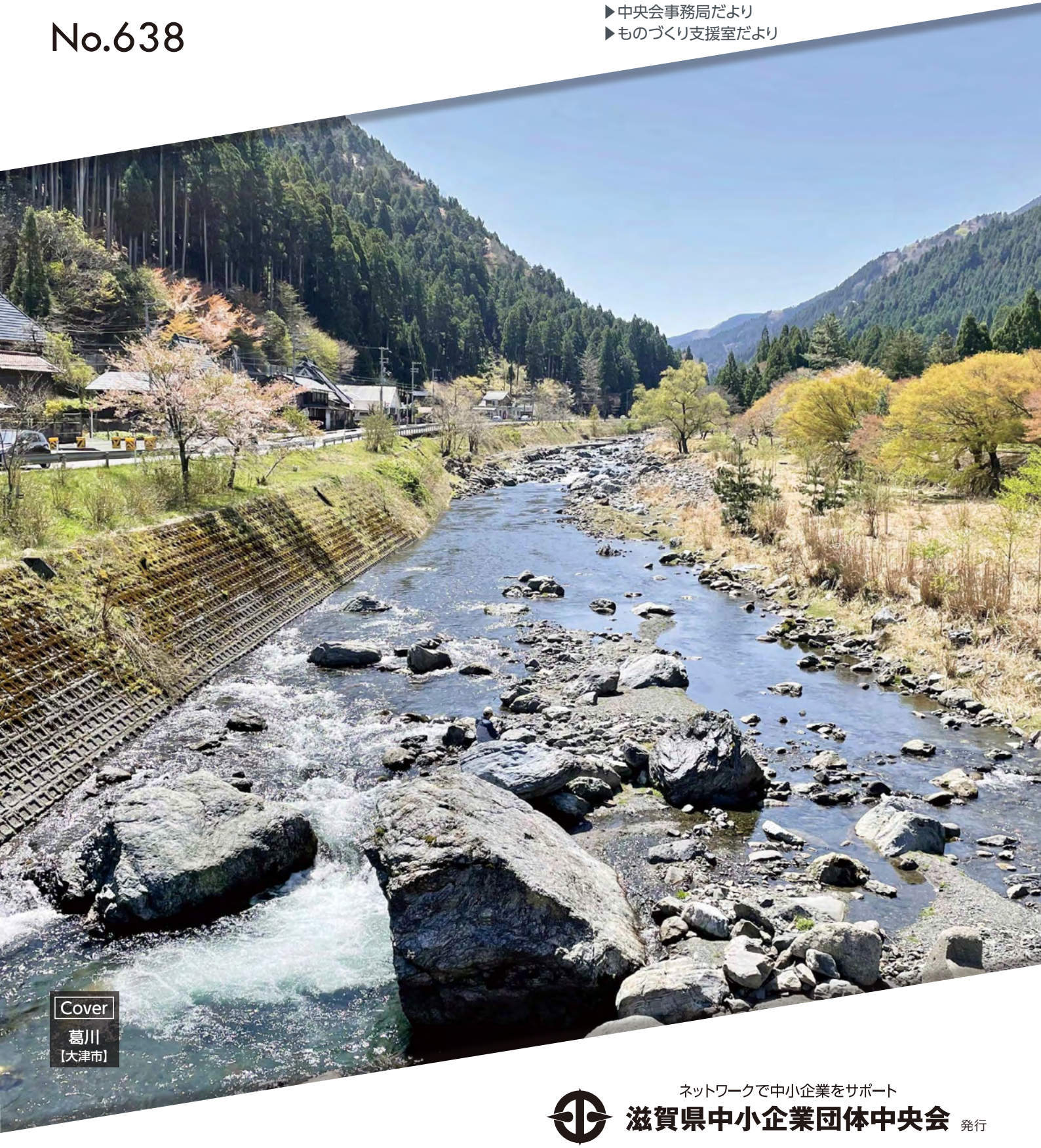

Cover
葛川
【大津市】

ネットワークで中小企業をサポート
滋賀県中小企業団体中央会 発行

https://www.chuokai-shiga.or.jp/

中央会
つうしん

令和3年度　中央会助成事業のご案内

組合の皆様の取り組み、チャレンジを中央会で応援します!

掲載の各事業に関する詳細につきましては、中央会にお問合せください。組合様の担当者がご相談をお伺いします。

取引力強化推進事業

【事業内容】

小規模事業者で構成された会員組合が共同事業の活性化や受注促進等を強化するためにホームページの開設や商品パッケージの改良等を行う際の費用の一部を助成します。

【実施例】

共同事業活性化：組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合HPやチラシの作成
受　注　促　進：共同受注促進のため、組合ブランド商品のHPやチラシを作成
ブ ラ ン ド 構 築：共同宣伝・共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、ロゴ等の作成

【対象組合】

構成員の2分の1以上が小規模事業者である組合等

【補助額】

50万円（下限10万円）

【補助率】

2/3（組合負担1/3）

組織化特別講習会事業

【事業内容】

業界組合や同一業種に属する複数の組合が組織の強化、運営の適正化を目的に組合員を対象として実施する研修会・講習会の開催費用の一部を助成します。

【実施例】

業界組合におけるSDGsの研修会、連合会によるBCP（事業継続計画）策定講習会等

【対象組合】

同業種組合、連合会

【補助率】

2/3（組合負担1/3）

個別案件相談指導事業

【事業内容】

組合固有の課題について、弁護士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士、大学教授などの専門家を派遣、案件に対応した指導費用の一部を助成します。

【対象組合】

会員組合

【補助率】

2/3（組合負担1/3）

【補助対象経費】

謝金、旅費等

＊上記に該当しない場合でも担当者が相談に応じますので、まずはお問合せください。

組合の押印を求める行政手続き等の一部が見直されました

このたび、行政手続きにおける押印の見直しを図るため、中小企業組合が行政庁に対して提出する「中小企業等協同組合法施行規則」「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」及び「公正取引委員会規則」において押印を求められていた申請書や届出書の各様式については代表者等の押印が不要な形式に改正されました。

改正の概要

中小企業組合に関する以下の規則において、押印を不要とするための一部規定の見直し（様式の見直しを含む。）が行われています。

○中小企業等協同組合法施行規則（様式第１から様式第33まで及び様式第35から様式第43までの規定中「㊞」を削る。）
○中小企業団体の組織に関する法律施行規則（様式第１から様式第17まで及び様式第19から様式第23までの規定中「㊞」を削る）
○中小企業等協同組合法第７条第３項の規定による届出に関する規則（様式の規定中「令和」「印」を削る。）
※対象の様式の詳細につきましては、中央会HPをご確認ください。

よくあるお問い合わせ

Q1. 今回の押印見直しの趣旨は何ですか。

A1. 今回の押印見直しは、行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的に、令和２年７月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和２年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされたことを受けた見直しです。今後、申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となることが期待されています。

Q2. 引き続き押印や署名が必要な手続は何ですか。

A2. 法令で押印又は署名を求めているもののうち、今回の改正の対象から外れているものについては、引き続き押印又は署名が必要になります。具体的には、以下が挙げられます。

●理事会に出席した理事及び監事の議事録への署名又は記名押印（中小企業等協同組合法第36条の７第１項）
●組合員の連署による役員の改選請求（中小企業等協同組合法第42条第１項、第42条第８項で準用する第48条）
※組合によっては、定款に定めがある手続は引き続き拘束力をもちます。
※行政手続以外の手続については、今回の改正によって直接の影響はありません。従来の押印による組合の手続を見直す場合、押印に代わって本人性の確認及び真正性の確保が可能となるような代替する手段を講じてください。

上記内容を含めました詳細につきましては、中央会HPをご確認いただくか、中央会までお問合せをお願いいたします。

実施された見直しの対象はあくまでも行政手続の申請や届出における様式や添付書類ですので、組合と組合員、又は組合と役員でやりとりする書面における押印について、直接影響を及ぼすものではありません。組合に関する文書への押印が全部不要になったものと誤解されているケースもみられますのでご留意願います。

令和3年

春の叙勲・褒章

“ご受章おめでとうございます”

旭日双光章

山本　善通 氏

元　㈳中小企業診断協会滋賀県支部　支部長
現　滋賀庶務代行事業協同組合　理事長

黄綬褒章

湯本　　聡 氏

現　田中シビルテック株式会社　代表取締役社長
現　滋賀県建設事業協同組合　理事長

滋賀県中央会･龍谷大学連携協議会

本会では、４月23日㈮大津市・ピアザ淡海にて龍谷大学と令和３年度　第１回連携協議会を開催しました。この協議会は、平成26年３月に本会と龍谷大学が締結した「産学地域連携基本協定」の目的となっているものづくり中小企業をはじめ県内中小企業への「技術と人材の両面支援」の推進状況や、新たな支援を検討するための協議の場として毎年開催しているものです。特に、昨年からはコロナ禍の中小企業・小規模事業者に対する課題解決に向けた事業の実施についても活動計画として取り組んできました。

協議会では、学生の採用まで発展した産学連携コンソーシアム企業と大学の技術支援事例を含む令和２年度の事業報告が行われたほか、令和３年度に向けた活動計画として会員企業全社訪問を通じた事業者と大学のマッチングや、業界団体と産学連携の取り組みについて検討・実施する連携事業の推進などが計画として盛り込まれました。

日爪専務理事による挨拶

協議会の様子

「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取り組みについて

◆滋賀県では毎年、省エネルギーの一層の推進と地球温暖化防止を目的に、適正冷房や軽装での勤務を広く呼びかけられています。
中央会におきましても、下記期間、快適に職務に専念できるよう、清涼感ある軽装（ノーネクタイ、ポロシャツ、開襟シャツ）での執務を奨励しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◆取り組み内容／適正冷房（28℃）の推進
軽装勤務の普及・定着

◆実施期間／令和３年５月１日㈯～10月31日㈰

令和3年度 税制改正のポイント

令和3年度税制改正において、中小企業・小規模事業者の生産性向上、地域経済の活性化を目的に改正された点を紹介します。

1.「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

⑴　DX（デジタルトランスフォーメーション）投資の促進

●デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのDX計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大５％の税額控除等を講ずる。

⑵　人材確保等を促進する税制

●中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、新規雇用者（新卒・中途採用）の給与等支給総額を前年度より２％以上増加させた場合、その給与等支給総額の15%を税額控除する措置を講ずる。（教育訓練費20%以上増加で、さらに５％上乗せ）

2. コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

⑴　中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設

●M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う地域の経営資源の散逸の回避の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制を創設する。

●具体的には、以下の３つの措置をセットで適用することを可能とする。

①M&A実施後のリスクに備える５年間の据置期間付の準備金

②最大10%の税額控除等の設備投資減税

③M&A実施後の雇用確保を促す措置として、給与等支給総額を前年度より2.5%以上増加させた場合、その増加額の最大25%を税額控除

⑵　様々な中小企業の設備投資支援を強化

●中小企業の生産性向上や、ＤＸに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制を２年間延長（10%の税額控除等）するとともに、中小企業投資促税制を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合した上で２年間延長（７%の税額控除等）する。

●地域経済を牽引する企業向けの地域未来投資促進税制（５%の税額控除等）に、新たにサプライチェーン強靭化の類型を追加し、２年間延長する。

●激甚化する災害や感染症の事前対策に資する中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却20%）の対象設備を追加し、２年間延長する。（停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ）

⑶　中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

●中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減）を２年間延長する。

●所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合（前年度比1.5%以上）、その増加額の15%を税額控除（2.5%以上増加等で、さらに10%上乗せ）する制度とした上で、２年間延長する。

3. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

⑴　納税環境のデジタル化

●タイムスタンプ要件の大幅緩和（３日⇒２ヶ月以内）、事前承認や定期検査の廃止など、電子帳簿保存法に係る要件等についてデジタル化に資する緩和を行う。

※詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei_point.pdf

滋賀県中小企業活性化施策実施計画

令和3年度 主要事業の概要

滋賀県において策定された令和3年度「滋賀県中小企業活性化施策実施計画」より、中小企業・小規模事業者を対象とした主要事業の概要を紹介いたします。

『コロナ禍における中小企業の事業継続支援と新たなチャンレジへの支援』

①中小企業の持続的な発展に向けた支援
②中小企業を支える多様な人材の確保・育成支援
③次代を見据えた中小企業のチャレンジへの支援

重点施策1　中小企業の持続的な発展に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業、とりわけ小規模企業が危機を乗り越え活力を取り戻し、事業の持続的な発展が図られるよう、経営の安定および向上に向けた支援に取り組む。

【小規模事業者等の経営の安定および向上に向けた支援】

●㊐中小企業等への支援による地域経済活性化事業……（136,000千円）

商工団体等が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域の事業者を応援するために行う様々な取組に要する経費に対して助成する。

●㊊中小企業振興資金貸付金（経営支援資金、セーフティネット資金等）……（68,406,000千円）

貸付を通じて、中小企業者の金融の円滑化、経営の安定、経営体質の改善を支援する。

●㊊中小企業振興資金保証料軽減補助事業……（470,999千円）

中小企業振興資金貸付金の一部資金において、中小企業者の保証料負担の軽減を図る。

●㊐新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】……（1,100,000千円）

＊R２補正予算（繰り越し）

緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等を対象として、売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費の支援（A：売上確保支援（補助））および国の一次支援金への上乗せ（B：一時支援金の上乗せ）を実施する。

＊第１期に申請された方は第２期には申請できません。

【商店街等の活性化に向けた支援】

●㊊にぎわいのまちづくり総合支援事業……（10,500千円）

商店街等が行う商店街活性化のためのソフト事業に対して助成する。

【事業承継の促進】

●㊐滋賀発事業承継プロジェクト促進事業……（19,624千円）

コロナ禍において、自主廃業が増加することが懸念される中、事業者の事業承継ニーズの掘り起こしを強化し、後継者候補の育成および幅広く活用できる補助金により、事業承継を促進する。

【伝統的工芸品・地場産業等の振興】

●近江の地域産業振興総合支援事業……（27,550千円）

地場産業組合等が実施するブランド力の向上、後継者育成、海外展開や販路拡大等の戦略的な取組を支援する。

重点施策2　中小企業を支える多様な人材の確保・育成支援

若者や女性など多様な人材の確保を支援するとともに、テレワーク等の多様な働き方に対応する職場環境づくりを促進する。あわせて、デジタル化が急速に進む中、時代のニーズに即した人材育成や、生産性向上に向けた人材育成を支援する。さらに、新たに分野を横断した出向・副業などの雇用シェアを支援する「失業なき労働移動」の仕組みの構築に取り組む。

【多様な人材の確保】

●外国人材受入サポート事業 … （41,896千円）

企業向け相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を開設するとともに、企業対象のセミナーを開設するなど、人材不足に直面する県内企業が外国人材を円滑かつ適正に受入れることができるよう必要な支援を実施する。

【「失業なき労働移動」の推進】

●㊨雇用シエアサポート事業 … （33,900千円）

コロナ禍により雇用維持が困難となっている事業者と、従来より人手不足である事業者との二極化が進んでいる現状を踏まえ、「滋賀県雇用シエアサポートセンター」を開設・運営。就業規則改正サポートや啓発セミナー等を実施し、分野を横断した雇用シエア（出向・副業）および移籍を総合的に支援する。

【働きやすい魅力ある職場環境の整備促進（働き方改革の推進）】

●㊨業界団体と連携したテレワークの導入支援事業…… （14,898千円）

滋賀県中小企業団体中央会が主に会員組合を通じて募った企業を対象に行う、テレワーク導入推進を目的とした支援の実施にかかる経費を補助する。

【AI・IoTの利活用など生産性向上に向けた人材育成支援】

●しがの産業生産性向上支援事業
…… （11,866千円）

県内の企業・事業所における生産性の向上を後押ししていくことを目的に、生産性向上支援インストラクターの企業等への派遣、ミニスクールの開催等を行う。

●㊨DXによる新たなビジネスモデルづくり事業
…… （7,000千円）

経営者・技術リーダー層を対象としたワークショップやセミナー、先進企業の事例研究などを通じ、DXをキーワードとした新たなビジネスモデル、事業戦略づくりに取り組む。

重点施策3 次代を見据えた中小企業のチャレンジへの支援

本県を取り巻く経済・社会情勢が大きく変容する中、新分野への展開や業態転換、社会的課題の解決に繋がる新事業創出、産業界のDXの加速化、クラウドファンディングを活用した販路拡大など、次代を見据えて新たなチャレンジを行う中小企業の飛躍を支援する。

【業態転換など経営力強化への支援】

●㊨新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業……（552,705千円）

内中小企業等に対し、今後の事業活動に資する人材の確保・育成、働き方改革、新たな販路の開拓、DXの推進、CO_2ネットゼロ等、企業の経営力強化につながる取組を促進するため、必要な経費の一部を補助する。

【社会的課題の解決に繋がるビジネスの創出】

●㊨SDGsビジネス創出支援事業推進事業
…… （2,200千円）

「滋賀×SDGs交流会」に「（仮称）ビジネス分科会」を設置し、企業のSDGsにかかるビジネスを支援するとともに、社会的課題の解決に向けたアイデアの創出を促す取組を実施する。

【新しい観光の振興】

●㊨ワーケーション推進事業 … （11,600千円）

コロナ禍を踏まえた新しい観光の一つとしてワーケーションを推進し、観光三方良し（①宿泊事業者の平日を始めとする宿泊率向上、②企業の働き方改革やSDGs等の企業価値向上、③琵琶湖や森林の保護活動等への参加者確保）の実現を目指す。

※令和３年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の詳細につきましては、滋賀県ホームページ「しがの中小企業応援サイト」をご覧ください。
⇒https://www.PRef.shiga.lg.jp/file/attachment/5240412.pdf
01_【資料1】R3年度 実施計画（shiga.lg.jp）

◆ 中央会事務局だより ◆

【振興課　松本主査】

昨年度はこのコーナー「中央会事務局だより」で当会の職員紹介を行いました。今年度は、各職員が担当する業務内容の紹介を行います。トップバッターは本誌の制作を担当しております松本が務めますのでよろしくお願い致します。

改めまして振興課の松本です。本誌の制作以外には今年度新たに創設された設備投資を後押しする「事業再構築補助金」や、県も推進している「SDGs」への組合様の取り組みに関する事業を担当しております。「事業再構築補助金」は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済社会の変化に対応するための思い切った事業の再構築を支援する補助金であり、「SDGs」の推進は組織の取り組みを見直し、持続可能な社会に向けて建設的な目標を広く宣言するものです。これらの事業をいかに効果的に進めていくか日々、頭を悩ませておりますが、組織の内向きの見直しと外向きの発信というバランスの良い業務を与えてもらい、遣り甲斐を感じております。

さて、本誌の表紙写真ですがこれは私がGWに近所の山に登った際に撮影したものです。肖像権や各種権利を侵害しない写真であれば腕に自身のある方もない方もぜひ表紙写真の提供をお願い致します。また、本誌につきましては会員の組合様にとって有益な情報提供を目指して製作しておりますので、皆様の忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。今年度も組合様の事業推進のお手伝いができるよう精一杯頑張りますのでどうぞよろしくお願い致します。

ものづくり支援室だより　第10回

2021年度 ものづくり補助金地域事務局「ものづくり支援室」について

本会では、今年度も引き続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構より『令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」』の委託を受けた全国中小企業団体中央会からの受託事業として、「ものづくり補助金地域事務局“ものづくり支援室”」を設置し、専従職員にて、補助事業の問い合わせ窓口や事務手続きに加え、過去の採択事業者へのフォローアップ支援業務（販路開拓・販売促進等支援）を行っております。

新商品や新サービスの開発・生産プロセスの改善などに向けた設備投資をご検討の企業様、採択後補助事業実施中の企業様、ぜひお気軽にご相談ください。

ものづくり支援室（滋賀県産業振興協同組合ビル3階）

7次締切分 公募要領公開中!

※公募に関する情報につきましては、ものづくり補助事業公式HP『ものづくり補助金総合サイト』をご覧ください。http://portal.monodukuri-hojo.jp/

○お問合せ○

滋賀県中小企業団体中央会　ものづくり支援室
TEL：077-510-0890
受付時間／9:00～17:00（土日祝日を除く）

景況レポート

中小企業団体情報連絡員報告より

令和3年 3月分

前年同月比のＤＩ値	県内			全国		
	全体	製造業	非製造業	全体	製造業	非製造業
業界の景況	−52.9	−62.5	−44.4	−41.5	−41.4	−41.5
売上高	−38.2	−50.0	−27.8	−29.8	−29.8	−29.9
収益状況	−47.1	−50.0	−44.4	−38.5	−38.4	−38.6

※DI（Diffusion Index）値とは、景気の動きをとらえるための指標です。（−100≦DI値≦100）
DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合−減少・悪化と答えた企業の割合
【例：調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合…（4−10）/20＊100＝−30】

DI値が ＝30以上 ＝10以上30未満 ＝−10以上10未満 ＝−30以上−10未満 ＝−30未満

（滋賀県内の景況DI値につきましては、県内34名の情報連絡員からの回答に基づき掲載しています。）

県内の景況推移

県内も3月は緊急事宣言解除の影響を受け、景況が改善に転じているが、昨年の同月と比較するとかなり悪い水準であることが見て取れる。

前年同月と比較した滋賀県内のDI値の推移

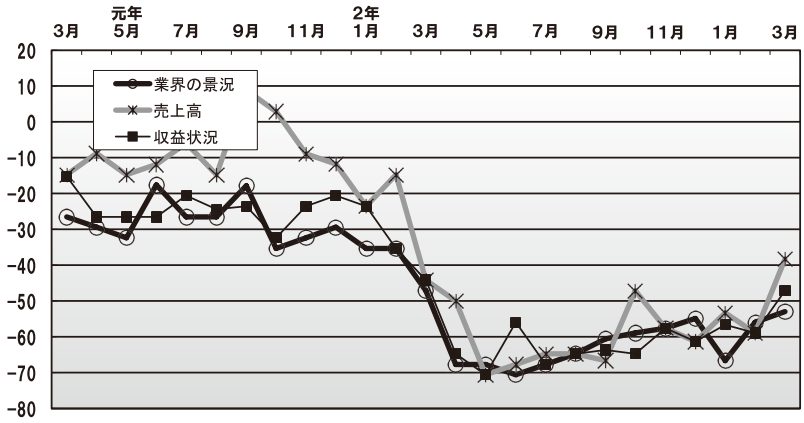

全国の景況推移

3月は多くの企業の決算月であったことに加え、緊急事態宣言の解除や各地のキャンペーン等の需要喚起策が一時的に行われたことにより全ての指標で改善が見られた。

前年同月と比較した全国平均のDI値の推移

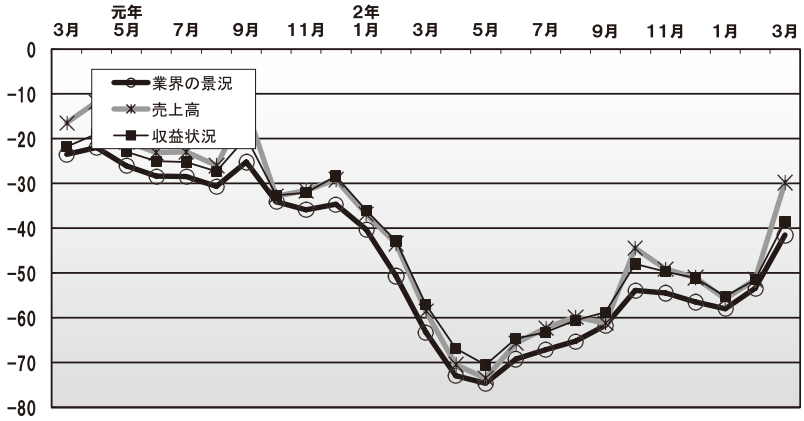

組合税務相談室

ちょっと教えてQ&A

税理士 山本 善通 氏

Question 申告・納付の個別延長

新型コロナウイルス感染症の影響で、当組合も決算の確定が遅れており、法人税の申告・納付の期限に遅れる事が想定されています。

この場合において、やむを得ない事情があるとして、期限の延長は認められますか？ 概要を教えて下さい。

Answer

【概要】

新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。

そこで、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、下記のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、困難な理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）。

【個別延長が認められる理由の例示】

① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと

② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること

③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

㋑ 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと

㋺ 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

㋩ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと

【留意点】

① 期限までに申告等をすることができないやむを得ない理由の内容等について、税務署から確認される場合があります。

② これまでは、期限までに申告・納付等することができない理由について、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていましたが、令和3年4月16日以降は「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要がありますので留意して下さい。

森下 正 先生による

組合活性化アドバイス

明治大学政治経済学 教授
森下　正 氏

増分効用の考え方で新しい組合事業の創造を

「増分効用」とは、製品やサービスにとって、一目瞭然で明らかに従来とは異なる使用価値・所有価値が新たに付加された「モノ・こと」であるといわれている。一読すると、なんとなくわかったような気にはなる。しかし、「使用価値」と「所有価値」といった増分効用を説明する言葉の具体的なイメージを思い浮かべることは難しいことである。

まず、「増分効用」とは、従来の製品・サービスと新規の製品・サービスとの間に生じる差（違い）のことで、製品であれば、ラジオ（音声）とテレビ（音声と映像）、ブラウン管テレビ（厚い・場所をとる）と液晶テレビ（薄い・場所をとらない）など、製品の間で生じる差（違い）のことである。サービスであれば、かつての郵便小包や鉄道小荷物（いつ届くかわからない、駅まで取りに行く必要がある）と今日の宅配便（配達日時が指定でき、家まで届けてくれる）、あるいはかつての駅前旅館（共用空間が多い）とビジネスホテル（個人のプライバシーが守られる）などのサービスの間で生じる差（違い）のことである。これらはいずれも「使用価値」と呼ばれるもので、製品やサービスを使用（利用）することで生じる価値であり、その差が増分効用となる。

次に、増分効用には、もう一つ「所有価値」に基づくものがある。それは、製品であれば、ディスカウントストアで購入した安価なバックと専門店で購入したブランド品のバックとでは、バックとしての使用価値は同じであっても、ブランド品のバックを所有（保有）していることから生じる満足感・優越感といった感じ方の違いが所有価値の増分効用である。あるいは、ゴルフをすることは同じであっても、公共的なゴルフ場ではなく、会員権を保有して会員制のゴルフ場でゴルフをすることからくる満足感・優越感が所有価値の増分効用となる。

この増分効用を組合事業及び組合それ自体に当てはめるならば、組合事業として典型的な共同仕入・購入、共同施設利用などによるコスト削減効果が個別企業による仕入・購入、施設利用よりも高ければ、増分効用が高いということになる。加えて、組合に加入していることで、会社としての信用力や知名度など、社会的なステイタスが組合に加入していない場合よりも高ければ、増分効用が高いということになる。

例えば、既存の共同事業の延長線上で、新しい事業を付与することは、組合員にとっての使用価値を高めることにつながる。1950年に設立された石川県のK協同組合は、組合設立時より製材業を営む組合員のコストダウンと生産性向上のために、組合事業として共同仕入と共同生産・加工を行ってきた。これまでも定期的に機械設備の更新や増強を図ることで、効率アップを図ってきた。しかし、市場ニーズや競争環境の変化に伴い、既存事業のさらなる強化に加えて、組合員が個別に行ってきた構造計算を組合事業として行うことで、品質の向上と同時に作業の迅速化と省力化を図った。また、2020年には新しい工法への対応として、鉄骨の建物になりがちな大型建築物を木造で実現できる新しい構法の製品化を実現した。

また、従来にはなかった共同事業として、個々の組合員にとっては実施が難しい事業を組合として実施することで、組合員にとっての使用価値と所有価値を同時に高めることにもなる。ちなみに、塗装工事業を営む事業者の塗装・防水技術の向上を目指して1964年に設立された熊本県のT協同組合は、長年にわたって教育情報提供事業として、組合員向けに教育・講習会及び技能検定試験の申請代行を行ってきた。しかし、業界特有の下請体質、一般消費者に対するマーケティング力不足などに陥っていた。こうした課題を解決するために、2011年に中小企業組合等活路開拓事業に取組み、新しいビジョンを定め、環境対応型商品の開発と導入による戸建て市場の開拓、技術営業と施工後の品質確保のための診断を行う専門家の育成を目指すこととした。早速、翌年には、こうした専門家育成のための講座を開催し、さらにマニュアル、教育訓練用のテキストとカリキュラムの作成も行った。その結果、組合員の営業と品質診断の専門家が育成された成果が出始め、一般消費者からの直接受注が増加した。組合員の本業に対する自信が向上し、かつ組合への求心力も高まった。

最後に、既存の共同事業を再確認し、かつ組合としての強みを明らかにすることで、組合の組織としての所有価値の見える化は、組合員及び組合外への訴求力向上につながる。1978年に共同受注事業を目的として設立された岐阜県の貨物運送業者からなるA協同組合は、物流業界の競争激化や組合員の高齢化などにより、組合の規模縮小に悩んでいた。これに対して2016年に中央会の組合等ブランド強化支援事業を活用して、外部専門家を交えて組合ブランドの明確化に着手した。それは、組合の主力事業である共同受注事業の重要性と強みを再認識すると同時に、この事業を広く外部に発信していくことであった。具体的には、共同受注の営業に使用するチラシの作成し、新たな販路として県内企業向けに営業活動を積極的に展開することで、新規受注につながった。併せて、新規組合員の募集活動にも力を入れた。ここに至るまでには、組合役員の間での意見の対立もあったが、やるべきことが明確化されたことにより、組合員の組合への求心力も高まったのである。

このように組合事業を更新・創出する際には、必ず組合員にとって使用価値と所有価値を高める「モノ・こと」を付与する増分効用の考え方を活用することをお勧めしたい。

ハロートレーニング
急がば学べ

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練

大好評 リピーター増加中

満足度 99%

ロジックかつ経験談を交えて営業について説明されたのがよかった

論理的に組み立てることで企画に肉付けできる

管理図やパレート図の具体的な書き方や注意点がよく理解できた

受講した社員から、生産・業務のプロセスの改善、生産現場の問題解決等に役立つ内容であったと聞いており、受講してもらってよかった。受講後は、生産・業務のプロセスの改善、生産現場の問題解決等に活用している。
（K社・彦根市）

✦生産管理、組織マネジメントなど貴社の生産性向上に

開催日	コースNo	コース名	内容	実施機関
6/ 23（水）24（木）	027	表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化（Excel上級）	マクロの基本知識／基本文法／制御文法	株式会社ビット
6/ 24（木）	S02	継承する技能・ノウハウの明確化	ノウハウの伝承／職業能力の洗い出し／職業能力の明確化	経営創研株式会社
7/ 6（火）	008	顧客志向の営業活動の分析と改善	マーケティング志向の営業活動／営業活動の分析と改善	一般社団法人日本経営協会
7/ 7（水）	009	職場のリーダーに求められる統率力の向上	組織の管理／職場の生産性と統率力／職場の情報伝達	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸﾗｲﾌｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ創研株式会社
7/ 14（水）	010	品質管理実践	品質管理・品質管理活動の進め方／不良・クレームゼロの実践	株式会社日本能率協会コンサルティング
7/ 28（水）	011	企画力向上のための論理的思考法	論理的思考法とは／企画提案に活用する論理的思考法	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸﾗｲﾌｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ創研株式会社
8/ 5（木）	030	表計算ソフトを活用した業務改善（Excel初級）	基本操作／文書作成ソフトと表計算ソフトの違い／ワークシート活用	有限会社スタック
8/ 19（木）	S03	営業活動の見える化とコーチングによる継承	経歴の棚卸し／営業活動の分析と改善／コーチングを活用した指導法	株式会社東京ナレッジプラン
8/ 19（木）20（金）	031	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用（Excel中級）	データの処理／関数の実務活用	学校法人大津文化学園
8/ 24（火）～26（木）［3日］	032	表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化（Excel上級）	マクロの基本知識／基本文法／制御文法／応用課題	学校法人大津文化学園
9/ 8（水）	S04	ノウハウ継承のための作業手順の作成法	ナレッジマネジメント／作業分解／作業手順の作成	一般社団法人日本経営協会
9/ 17（金）	S05	コーチングによる後輩への援助・指導	職場の課題／求められる役割／ティーチング・コーチングを活用した指導法	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸﾗｲﾌｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ創研株式会社

▣ 会場
010 ： 長浜商工会議所（長浜市）
027 ： キャリアプラザビット滋賀本校（栗東市）
030 ： PCｶﾚｯｼﾞｽﾀｯｸ近江八幡校本校（近江八幡市）
031、032 ： 国際経営情報専門学校（大津市）
上記以外 ： ポリテクセンター滋賀（大津市）

▣ S02、S03、S04、S05の対象
中堅・ベテラン（申込時45歳以上）
45歳未満の方も受講できます。

▣ 定員
各コース １５名（先着順）

訓練時間 9：30～16：30

▣ 申込方法等
「受講申込書」を当センターホームページから
ダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、
ＦＡＸまたはメールでお申し込みください。・
（事業主の指示によらない個人受講はできません。）

▣ 受講料（おひとり・税込み）
030 ： 2,200円
032 ： 4,400円
上記以外 ： 3,300円

▣ 受付期間
開講日2週間前まで。
定員を満たしていない場合は開講日1週間前まで。

受講者数が１０名以上の場合は、貴社に講師を派遣しての実施やカリキュラムのカスタマイズもできます。
まずはご相談ください。

換気等新型コロナウイルス感染拡大防止策を実施しています。受講の際は、マスク着用・体調管理等ご協力ください。□

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター
〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町３－１３
（担当） 生産性センター業務課 TEL：077－537－1176 https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/
FAX：077－537－1215 E-mail：shiga-seisan@jeed.go.jp（2021.4.1から）

●滋賀県中小企業団体中央会の会員である組合等に所属する事業所の代表者・役員・専従家族で、70歳未満の方に限ります。

加入のご案内

中小企業者のみなさまのための

傷害共済

小さな掛金で **大きな安心**

会費は年額8,400円

●1日あたり〈おひとり〉 **約23円**

加入して不時の傷害に備えましょう

大工・左官・鈑金・瓦工・塗装・鳶・電気工事（高圧線工）・木材伐採・石材採掘・火薬製造および取扱の業種については**年額12,000円**

●補償の特色は……

会費が割安です。
共済会は利益を目的としていないので、ほかの機関が取扱う保険料と比較しても割安になっています。

私傷についても補償します。
労災保険では「業務上」の災害に限られ、いわゆる私傷には適用されませんが、本会は業務外の私傷も含みますから、いそがしい経営者の皆さんの実態に適合して有利です。

共済会は他の補償と重複しても支払います。
労災保険では同一事由によって他の第3者から補償を受けた時は、その金額を差し引かれますが、本会は他の受給の如何にかかわらず独自にお支払いいたします。

初日分から補償されます。
通院、入院とも初日から補償の対象となります。

補償期間が1ヶ年です。
おケガをされてから1ヶ年ですから、じゅうぶん治療ができます。（但し、補償免責、一部免責の場合あり）

●補償の内容は……

ケガで死亡したとき…… **200万円**

ケガで後遺症が残ったとき……
〈1級～14級〉 **268万円～10万円**

ケガで入院したとき…… **1日/5,000円**
〈但し101日目以降は1日/2,000円〉

ケガで医師の往診を受けたとき……
1回/3,000円

ケガで通院したとき…… **1日/2,000円**

この制度の目的は

中小企業経営者のためにつくられたもので、会員の相互扶助の精神に基づき、お互いに不慮の傷害を共済し、経営の安定と、経済活動の促進をはかろうとするものです。

滋賀県中小企業傷害共済会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号
コラボしが21 5F（滋賀県中小企業団体中央会内）
TEL.077-511-1430 FAX.077-525-5537

若年者への業界理解促進を目指して『業界研究・体験学習会』開催

滋賀県室内装飾事業協同組合

滋賀県室内装飾事業協同組合（理事長 中山和重 氏）では、４月16日㈮、大津市・滋賀県立瀬田工業高等学校において、『業界研究・体験学習会』を開催しました。この業界研究・体験学習会は、同校定時制の新４年生を対象とした取り組みで、昨年度は新型コロナウイルスの拡大により中止となりましたが、今年度で通算４回目の開催となります。

業界研究・体験学習会は講演と技能実演・体験を実施しており、中山理事長からの挨拶の後、最初に組合理事 葛畑真一 氏より講演が行われ、経験談を交えながら室内装飾業界の業務内容や仕事のやりがい、社会人としての心構えなどをお話しいただきました。そして、技能実演・体験では、青年部長 清水拓郎 氏、中田信也 氏によるクロス施工の実演をいただいた後、組合員の若手社員も講師に加わり、４グループに分かれての施工体験を実施しました。今回の学習会においても、参加された生徒の皆様は終始積極的に取り組まれ、終了後のアンケートからも業界理解の深まりが読み取れたことから、今後の若年就職者の確保に繋がる取り組みとなりました。

この業界研究・体験学習会は、高等学校からも就職活動を迎える新４年生にとって有意義な取り組みになると評価を受けており、組合としても業界ＰＲに繋がることから継続的に実施される方針となっています。

講師 葛畑真一 氏

講演の様子

クロス施工の実演

施工体験の様子

参加された組合員の皆さん

近江生パスタ×“しが”のシェフ コラボフェア第3弾 開催!

滋賀県製麺工業協同組合

滋賀県製麺工業協同組合（理事長 冨江彦仁 氏）では、組合が開発したオリジナル麺「近江生パスタ　湖国そだち」のキャンペーン第３弾として東近江市内２店舗のシェフとコラボしたフェアを開催することとなりました。

今回のフェアではこれまで使用してきた県産小麦「ふくさやか」に替えて新品種「びわほなみ」を100％使用しリニューアルしたパスタが登場します。新商品は、日本人が好む「もっちり」とした食感、これまでにない粘りと弾力が特長です。フェアに先立ち５月12日㈬東近江市　ＡＢＡＲＩＳで開催された試食会には東近江市の小椋市長も参加し、オーナーシェフ前川氏が調理した２種類のパスタを試食されました。これまでにコラボしたシェフがその美味しさを評価して、フェアが終了した後もお店のメニューとして取り扱っている事例もあり、組合では、この「近江生パスタ湖国そだち」を組合産ブランド麺として近江牛や近江米のように滋賀を代表する産品になってほしいと、その魅力の発信と認知度向上に努めています。

第３弾のフェアは下記の２店舗で生パスタをご賞味いただけます。県産小麦100％のパスタを引き立てる県産食材を用いた滋賀県ならではのメニューをぜひお楽しみください。

■第３弾　企画

期間　５月13日～６月30日
協力　ビストロ楓江庵（東近江市）
　　「バームクーヘン豚のラグーソース」
　　ＡＢＡＲＩＳ（東近江市）
　　「ニソワーズ」
　　「近江鶏とめんたいこ地卵のウフポッシェ」
＊詳しくは滋賀県製麺工業（協）のHPをご覧ください！
https://shigamenkumiai.com/

見た目も美しい近江生パスタ

試食会で使用された近江生パスタ

試食会で提供された２種類のメニュー

試食する東近江市 小椋市長

インタビューを受ける冨江理事長

商工中金の
中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

大津支店 〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 TEL:077(522)6791
彦根支店 〒522-0073 彦根市旭町9-3 TEL:0749(24)3831

人を思う。未来を思う。
商工中金